

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

① 地形・地質の概要

新潟県南部の長野県との県境、千曲川が信濃川と名前を変えて間もないところに位置する。東は南魚沼市、北は小千谷市、西は上越市、柏崎市、南は湯沢町、津南町などと接している。十日町市は平成17年4月1日に川西町・中里村・松代町・松之山町と合併し現在の十日町市は形成されている。市域の東西は31.4キロメートル、南北は41.1キロメートルの広がりを持ち、面積は590.39平方キロメートルとなっています。市中央を日本一長い河川である信濃川が流れ、十日町盆地とともに雄大な河岸段丘が形成されている。

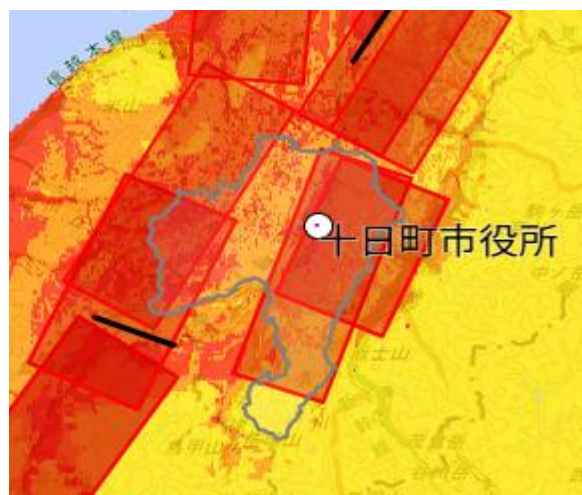
②地震

十日町断層帯は、新潟県中越地方に位置しほぼ南北に細長く伸びる十日町盆地とその東西両側の丘陵との境界に位置する活断層帯である。その分布形態から、十日町断層帯西部と十日町断層帯東部に区分されている。

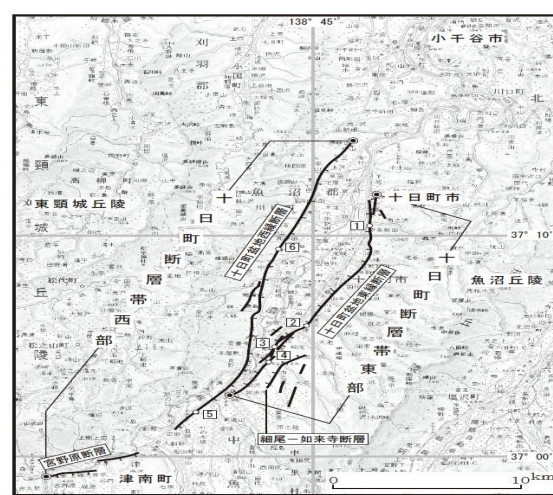
十日町断層帯西部は長さ約33kmの西傾斜の逆断層で、概ね北北東－南南西方向に延びている。この断層帯全体が1つの区間として一度に活動した場合、その地震の規模は、マグニチュード(M) 7.4程度になると推定されている。また、十日町断層帯東部は長さ約19kmの東傾斜の逆断層で、概ね北北東－南南西方向に延びている。この断層帯が一度に活動した場合、その地震の規模はM7.0程度になると推定されている。今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では高いグループに属することになる。

この断層帯を震源とする大きな地震が起きた場合、建物被害で全壊約2.7万棟(冬期3.3万棟)、半壊で4.8万棟(冬期5.3万棟)と予想され、広範囲にわたる被害が想定される。

商工業者へのリスクとしては、建物損壊や機械・備品等の故障などによる復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。市内の基幹産業であるきもの産業(繊維工業)等においては、各工程を担う小規模事業者が被災する事により、産業全体のサプライチェーンが毀損するリスクも存在する。



J-SHIS 地震ハザードステーションより
※十日町市に位置する主な断層帯は東側の十日町断層帯東部とそれに重なる六日町断層帯南部、西側の十日町断層帯西部とそれに重なる高田平野東縁断層帯の4つとなる



出典：都道府県ごとの地震活動
(政府地震調査研究推進本部)

【十日町断層帯の長期評価の概要】（地震調査研究推進本部地震調査委員会による）

断層帯名 (起震断層/活動区間)	予想地震規模 (M)	ランク	地震発生確率 (今後30年以内)	最新活動時期
				平均活動間隔
十日町断層帯 (西部)	7.4程度	S※	3%以上	約3,100年前以前
				3,300年程度
十日町断層帯 (東部)	7.0程度	A	0.4%～0.7%	不明
				4,000年～8,000年程度

※地震発生確率の算定基準日は、令和4年1月1日。※地震発生確率値は有効数字1桁で記述。

③土砂災害

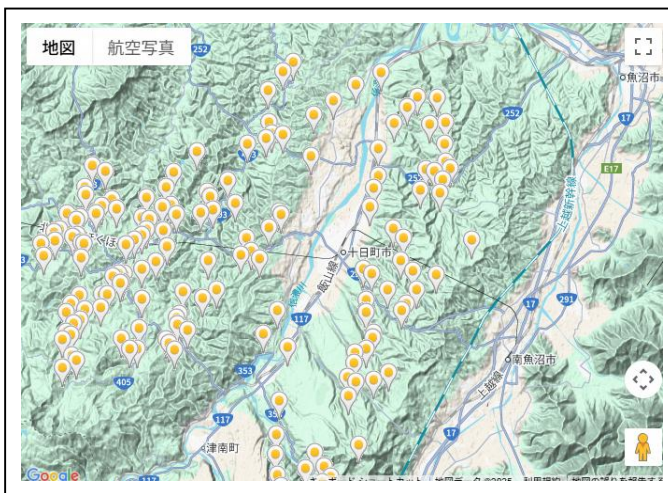
「平成30年7月豪雨」の西日本を中心とした豪雨災害など、近年は豪雨災害が頻繁に発生するようになっている。

十日町市は、地形的な特性から土砂災害の危険性が高く、特に大雨や雪解けの時期に集落などに壊滅的な被害をもたらす可能性がある。

主な被害予想とリスクとして以下の事項が想定される

- ・家屋の倒壊・流失、人的被害：土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）は突発的に発生し、被災者・死傷率が高くなる傾向がある。
- ・道路網の寸断：土砂崩れにより国道などの主要な道路が通行止めになり、住民の孤立が発生する可能性がある（過去にも事例がある）。

商工業者へのリスクとしては、主要道路の通行止めによる物流の停滞、復旧の長期化が想定される。



●警戒区域・特別警戒区域指定区域数

【急傾斜地の崩壊】

警戒区域	特別警戒区域
620区域	482区域

【土石流】

警戒区域	特別警戒区域
226区域	102区域

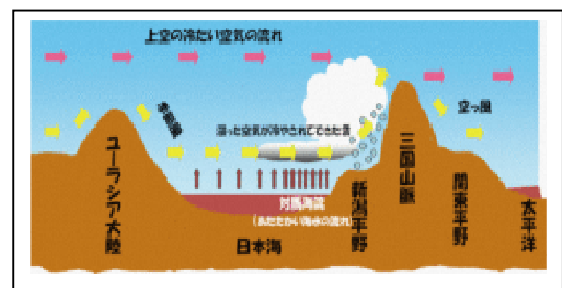
【地すべり】

警戒区域	特別警戒区域
155区域	なし

出典：新潟県土砂災害警戒区域等の指定状況（新潟県土木部砂防課）

④豪雪

十日町市は、市街地でも積雪深が2メートルを超える世界有数の「豪雪地」として知られており、市街地でも平年の積雪深が2メートルを超え、時には3メートルを超える積雪に達する。過去には4メートルを超える積雪を記録したこともある。新潟県には豪雪地帯対策特別措置法に基づく特別豪雪地帯に指定されている市町村が18あるが、十日町市は其中でも有数の豪雪地帯である。



冬、ユーラシア大陸から日本に向かい季節風が吹いており、この季節風が日本海から蒸発する水蒸気をもらい、この水蒸気から雪雲ができ、この雪雲が山脈にぶつかって上空に押し上げられ、冷たくなって雪になる。さらに、十日町市を含む新潟県西部は、日本海中部に風が集まってできた強い雪雲や白山山系や北アルプスの北側を回ってくる風によってつくられる強い雪雲の通り道になっており、他の地域よりも多くの雪が集中的に降り積もる。

高緯度地方の雪と異なり非常に湿った重い雪であり、長期にわたって深い積雪が継続することが特徴となっており、降雪期に地震が発生した場合の複合災害の発生が懸念される。過去にも2011年3月12日に長野県北部地震が発生していることもあり、注意が必要となっている。

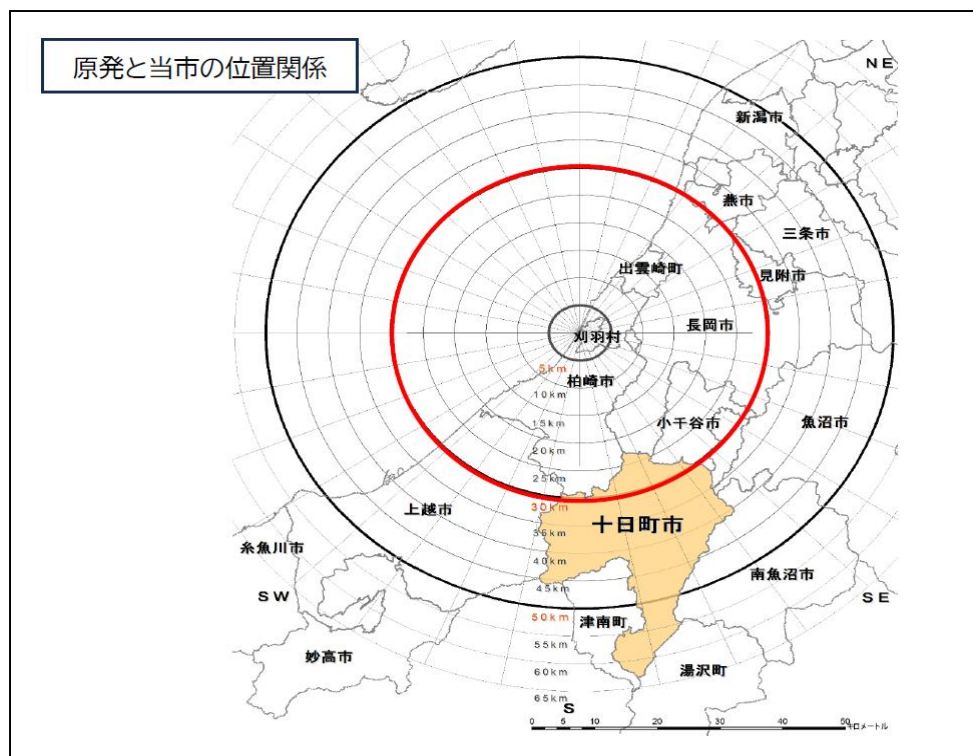
商工業者へのリスクとしては、主要道路の通行止めによる物流の停滞、自社等の除雪作業による人的疲弊等が想定される。

⑤原子力災害

十日町市は、緊急防護措置を準備する区域（U P Z）に該当するおおむね半径30km圏内の地域を当市北部に有している。上記を除く地域は原子力施設の状況に応じて緊急防護措置を準備する区域（U P Z）と同様に対応する。

また、原子力災害が発生し、屋内退避等の指示が出た場合、U P Z内に企業の事業活動に影響が出る可能性がある。

商工業者へのリスクとしては、事業活動への影響の長期化が想定される。



⑥感染症

新型コロナウイルスや新型インフルエンザ等、「新型」と呼ばれる感染症は数十年単位の周期で出現し、世界的に大きな流行（パンデミック）を引き起こす傾向にある。新型コロナウイルス感染症のようにほとんどの人が免疫を獲得していない場合、当市においても多くの市民の生命や健康に重大な影響を与え、さらには免疫機能が低下している方の感染リスクや重症化が懸念される。また外出自粛等

の影響により営業が困難になることや社員への感染が広がることにより操業が困難になることから、経済活動に影響を及ぼすことも懸念される。
まん延防止には広域的対応の観点から国や新潟県と連携して感染防止の対策を講じる必要がある。

⑦産地内サプライチェーン企業の被災

当市は、伝統的なきもの産業（繊維工業）と農業を基幹産業としており、特に雪国特有の気候を活かした絹織物生産や、魚沼産コシヒカリの栽培が有名であるが、自然災害等の被災により、産地内サプライチェーンの維持に大きな影響を与えることが懸念される。

（２） 域内の商工業者の状況

- ・商工業者数 2, 9 1 3 件
 - ・小規模事業者数 2, 3 4 6 件
- （令和 3 年経済センサスをベースに独自集計）

業 種	商工業者数	うち小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
卸・小売業	6 2 9	5 9 6	市内に広く分散
製造業	3 2 7	2 7 3	市内に広く分散、工業団地等集中している地域もあり
宿泊・飲食業	3 3 2	3 2 3	市街地に多い
建設業	4 1 7	3 7 9	市内に広く分散
サービス業・その他	1, 2 0 8	7 7 5	市内に広く分散
合 計	2, 9 1 3	2, 3 4 6	

	商工業者数	うち小規模事業者数
十日町商工会議所	1, 8 8 7	1, 3 9 6
十日町市商工会	1, 0 2 6	9 5 0
合 計	2, 9 1 3	2, 3 4 6

※小規模事業者の定義
（従業員数）
商業・サービス業 5人以下
製造業・その他 20人以下

（３） これまでの取組

1）十日町市の取組

○各種計画の策定

- ・十日町市地域防災計画「震災対策編」の作成（平成 18 年 12 月）
- ・十日町市地域防災計画「原子力災害対策編」の作成（平成 25 年 3 月）
- ・十日町市地域防災計画（原子力災害対策編）の修正（平成 26 年 11 月）
- ・十日町市地域防災計画（震災対策編）の修正（平成 28 年 2 月）
- ・十日町市地域防災計画（原子力災害対策編）の修正（平成 30 年 11 月）
- ・十日町市指定避難所運営マニュアルの改定（令和 2 年度）
- ・十日町市地域防災計画の各編（風水害等対策編、震災対策編、原子力災害対策編）の修正（令和 4 年 3 月）

○ハザードマップ等の作製

- ・住民参加や時間軸の設定を考慮したハザードマップ・防災マップの作成・周知。
- ・災害教訓の伝承の重要性について啓発を行い、調査分析結果や映像を含む各種資料の収集・保存・公開等により、住民の伝承の取り組みの支援
- ・要配慮者名簿を整備し、個別避難計画を自主防災組織等と協力して策定
- ・災害備蓄の重要性の普及啓発を、食育推進計画等と連携して実施
- ・防災行政無線（戸別受信機を含む）、十日町あんしんメール、SNS、エリアメール等の多様な情報伝

達手段の確保の推進

○防災訓練、および防災講座の実施

- ・実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修の実施
- ・学校教育において、学校等の様々な場面（授業中、昼休み、積雪期等）を想定した避難誘導訓練の実施
- ・自主防災組織等と連携し、避難行動要支援者も対象とした防災訓練の実施
- ・情報伝達訓練、応急給水訓練、応急復旧訓練等の各種訓練の実施
- ・水害に関する教育や避難訓練の実施
- ・住民向けに、啓発用リーフレットの作成・配付
- ・有識者による研修会・講演会の開催
- ・公民館などの社会教育施設において防災に関する学習講座の実施

2) 十日町商工会議所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・BCP研修会への参加
- ・損害保険の加入促進
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業支援対策特別相談窓口設置

3) 十日町市商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・BCP研修会への参加
- ・損害保険の加入促進
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業支援対策特別相談窓口設置
- ・危機管理規程の制定

4) 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・市内小規模事業者の事業継続力計画の策定に係る指導 6 者
- ・事業継続力計画策定済み事業者の見直しに係る指導 6 者
- ・事業継続力強化計画に関するセミナー 年 1 回
- ・防災訓練の実施 4 回（十日町商工会議所 2 回、十日町市商工会 2 回）

II 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

①自然災害発生時など緊急事態に遭遇した際、小規模事業者においては事業継続に大きな支障が生じかねないこと、またそれを最小限に抑えるためにBCPが有効であることなどの基本的認識が広がっていないため、啓蒙活動の強化が課題である。

②小規模事業者を取り巻く厳しい経営環境の中、他に優先すべき業務を抱えており、防災・減災対策の優先順位は必ずしも高くなく、BCP策定の余力もない。またBCPを作成していく上で必要となる災害リスクの把握も十分ではなく、策定に必要なノウハウやスキルがない。

③感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗い・うがいの徹底、体調不良者が発生した場合のルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。また、新型ウイルス感染症などの未知の感染症の流行時にどのような取組を行えば良いのか、そのためには平時からどのような対応を行うべきかをまとめておくことも有用である。

④現状では、災害発生時の対応が市、商工会議所、商工会でまちまちであり、各団体相互の情報共有や被災支援における連携体制が整備されていない。

【対策】

- ① 防災・減災対策にBCPや事業継続力計画が有効であることなどの基本的認識を広めるために、事業者向けのセミナー開催や会報での情報提供等、啓蒙活動の強化に努める。
- ② 防災・減災対策や保険・共済、資金繰り支援に対する専門的なノウハウやスキルの助言に対しては損害保険会社や市内金融機関、中小機構など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行なう。加えて、当会職員向けに研修や勉強会等を開催し専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。
- ③ 地区内小規模事業者に対して、感染症対策においてはどのような取組を行えば良いのか、そのためには平時からどのような対応を行うべきかをまとめておくことの有用性を周知する。（予防接種の推奨や手洗い・うがいの徹底、体調不良者が発生した場合のルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性等）
- ④ 当市産業政策課、十日町商工会議所、十日町市商工会で年1回の協議会を開催し、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行う事とする。

Ⅲ 目標

- ・災害対策に関するセミナーの開催や構成団体の会報での周知等によって、地域内の小規模事業者に対する防災意識の啓発強化を図る。
- ・地域内の小規模事業者に対する事業継続力強化計画やBCP策定支援を推進・強化することで、小規模事業者の意識向上および災害対応力の底上げを図る。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において国内感染者発生期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・災害対応に関する情報共有と、地域の事業継続力強化に関する支援方針の検討を行うため、構成団体間での連携体制を強化する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ① 年10者に対して事業者BCPおよび事業継続力計画の策定・見直し支援を行なう。
- ② 市内全体の事業者BCPおよび事業継続力計画の策定数50件を目指す。
- ③ 損害保険加入の取組みを10者に対して行う。
- ④ 上記目標達成のため、年1回セミナー、説明会を開催する

その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに新潟県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和8年4月1日～令和13年3月31日)

II 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、自治体等と連携し、市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回経営指導等の機会を活用し、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。
- ・会報やホームページ、メールマガジン等において、国・県・市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険等の紹介等を行う。
- ・事業者BCP及び事業継続力計画の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症については、感染の状況が日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、冷静に対応することを周知する。
- ・感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

(3) フォローアップ

- ・事業者BCPの策定後5年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時等に訓練（被災からのシュミレーション含む）・計画の見直しについての指導を行う。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・広報誌などで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。
- ・同じ地域の同じ業種など、関連する企業をマッチングするなど、必要に応じて連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

(5) 関係団体等との連携

- ・損保会社やBCPに詳しい専門家と連携し、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや損害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を実施する。

その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに新潟県に報告する。

(別表2)

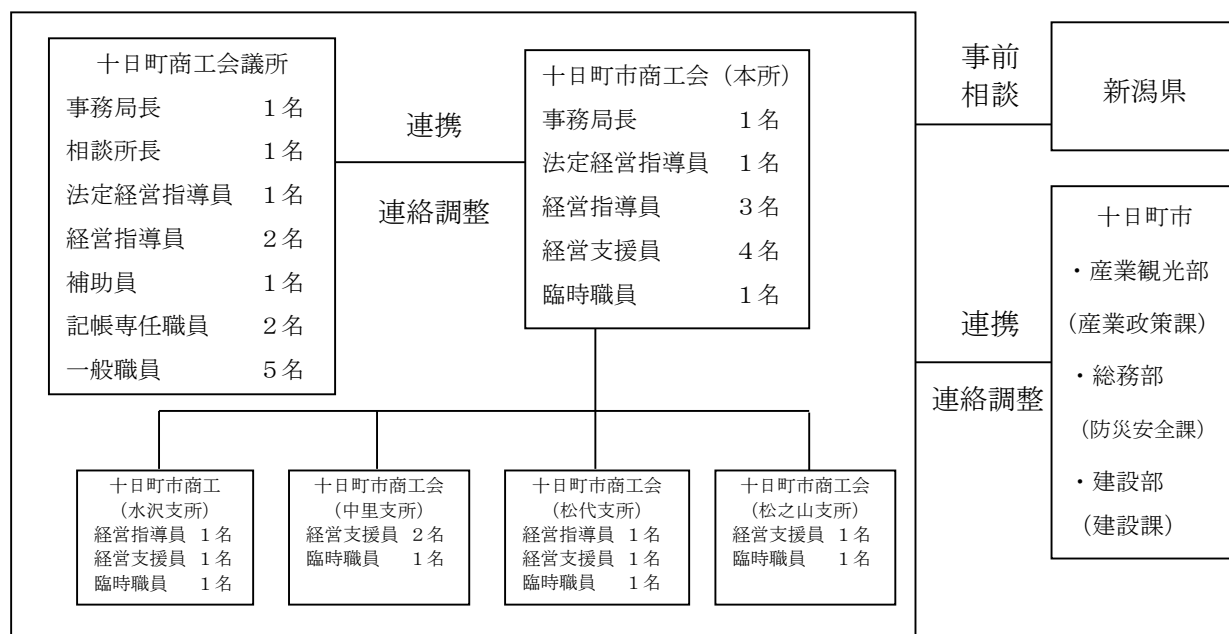
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年11月現在)

(1) 実施体制

(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制等)



① 都道府県及び関係市町村との連携体制

- ・十日町商工会議所、十日町市商工会、十日町市（産業政策課・防災安全課・建設課）が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年1回、連絡協議会を開催する。
- ・また、認定主体である新潟県と事前に相談・調整を行なうことで、より地域の実情に応じた計画とする。

② 広域的な支援体制

- ・当市の主要産業である伝統的なきもの産業（繊維工業）は、市内全域に工場や工房が点布しており、特に生産から流通に至る中枢は十日町駅周辺から中心市街地にかけて集積している。また、農業においても市内全域に分布しており、地理的にも同様の災害リスクを持つことから、より効率的な支援を行うため、十日町商工会議所及び十日町市商工会が連携し、共同で支援を行う。

③ 商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・市内を6地区に分け、法定経営指導員2人と経営指導員7名の体制で巡回指導を行う。経営指導員を小規模事業者ごとに選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。
- ・保険加入促進については、損保会社やBCPに詳しい専門家との連携によるセミナー個別相談の体制とする。

④ 定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・法定経営指導員 2 人と経営指導員 7 名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・上記で把握・検証した実施状況を十日町商工会議所、十日町市商工会と十日町市の連絡協議会（年 1 回開催予定）で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

⑤ 経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・十日町商工会議所、十日町市商工会の職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

（２）商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

- 1) 十日町商工会議所経営指導員 高橋 俊行 （連絡先は後述）
- 2) 十日町市商工会経営指導員 須藤 彰芳 （ " ）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗状況の確認、見直し等のフォローアップ（１年に１回以上）

③広域経営指導員の当否

十日町商工会議所経営指導員 高橋 俊行、十日町市商工会経営指導員 須藤 彰芳は、施行規則第 2 条第 2 項に規定する広域経営指導員に該当する。

（３）商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

- 1) 十日町商工会議所
〒948-0088 新潟県十日町市駅通り 17 番地
TEL 025-757-5111 Fax 025-757-6044
e-mail info@tokamachi-cci.or.jp
- 2) 十日町市商工会
〒948-0144 新潟県十日町市水口沢 71
TEL 025-768-2176 Fax 025-768-4301
e-mail tokamachi@shinsyoren.or.jp

②関係市町村

十日町市役所（産業観光部 産業政策課）
〒948-8501 新潟県十日町市千歳町 3-3
TEL 025-757-3111 Fax 025-752-4635
e-mail t-sangyo@city.tokamachi.lg.jp

その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに新潟県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
専門家謝金	50	50	50	50	50
講習会開催費	100	100	100	100	100
資料印刷	100	100	100	100	100
その他対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費や手数料等自主財源、各種補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし